

議案第 1 1 号

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 1 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

可燃ごみ用指定ごみ袋の種類を追加するため、君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成 7 年君津市条例第 2 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例の一部を改正する条例

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成7年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第49条の2第1号中「小袋」を「ミニ袋（10リットル相当）、小袋」に改める。

別表第1中

「

可燃ごみ及び不燃ごみ	指定ごみ袋	
	小袋（20リットル相当）1枚につき	20円
	指定ごみ袋	
	中袋（30リットル相当）1枚につき	30円
	指定ごみ袋	
	大袋（40リットル相当）1枚につき	40円

を

」

「

可燃ごみ	指定ごみ袋	
	ミニ袋（10リットル相当）1枚につき	10円
	指定ごみ袋	
	小袋（20リットル相当）1枚につき	20円
	指定ごみ袋	
	中袋（30リットル相当）1枚につき	30円
不燃ごみ	指定ごみ袋	
	小袋（20リットル相当）1枚につき	20円
	指定ごみ袋	
	中袋（30リットル相当）1枚につき	30円
	指定ごみ袋	
	大袋（40リットル相当）1枚につき	40円

に改める。

指定ごみ袋
大袋（４０リットル相当）１枚につき ４０円

」

附 則

この条例は、平成２９年１０月１日から施行する。

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例新旧対照表

改正案				現 行			
<p>(指定ごみ袋)</p> <p>第49条の2 指定ごみ袋の種類は、次に掲げるとおりとし、その規格は規則で定める。</p> <p>(1) 可燃ごみ用 <u>ミニ袋（10リットル相当）、小袋（20リットル相当）、中袋（30リットル相当）及び大袋（40リットル相当）</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第1（第50条第2項）</p>				<p>(指定ごみ袋)</p> <p>第49条の2 指定ごみ袋の種類は、次に掲げるとおりとし、その規格は規則で定める。</p> <p>(1) 可燃ごみ用 <u>小袋（20リットル相当）、中袋（30リットル相当）及び大袋（40リットル相当）</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第1（第50条第2項）</p>			
種別	取扱区分		手数料	種別	取扱区分		手数料
省略				省略			
上記以外の一般廃棄物	市が収集、運搬及び処分をするもの	可燃ごみ	指定ごみ袋	上記以外の一般廃棄物	市が収集、運搬及び処分をするもの	可燃ごみ及び不燃ごみ	指定ごみ袋
			ミニ袋（10リットル相当）				小袋（20リットル相当）
			1枚につき 10円				1枚につき 20円
			指定ごみ袋				指定ごみ袋
			小袋（20リットル相当）				中袋（30リットル相当）
			1枚につき 20円				1枚につき 30円
			指定ごみ袋				指定ごみ袋
	中袋（30リットル相当）	大袋（40リットル相当）					
1枚につき 30円	1枚につき 40円						
	不燃ごみ		指定ごみ袋				指定ごみ袋
		小袋（20リットル相当）					大袋（40リットル相当）
			1枚につき 40円				1枚につき 40円

		1枚につき 20円
		指定ごみ袋 中袋（30リットル相当）
		1枚につき 30円
		指定ごみ袋 大袋（40リットル相当）
		1枚につき 40円
	粗大ごみ	省略
	せん定木等	省略
	動物の死体	省略
	市の処理施設等に搬入するもの	省略
備考 省略		

		粗大ごみ	省略
		せん定木等	省略
		動物の死体	省略
	市の処理施設等に搬入するもの	省略	
備考 省略			